

令和 4 年度

第 12 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 5 年 3 月 6 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 11 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（3 月 31 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による一時転用許可条件の履行延期承認
申請について

議案第 6 号 非農地証明申請について

議案第 7 号 農地法等に基づく農業委員会の処分に係る審査基準等の一部
改正について

議案第 8 号 令和 5 年度 標準農作業料金等について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸		○
2	原田 實夫		○	14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏 名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	松島 寛治		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀		○
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	藤原 直人		○
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主 任	細川 美加	○		出張所長	坂口 登		○
				主 任	加川 元暁		
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也		○	出張所長	亀山 慎也		○
主 任	仲田 順一	○		主 任	光永 稔彦	○	

事務局長	ただ今より、令和４年度第１２回庄原市農業委員会総会を開催いたします。（午後１時３０分） 本日は２番原田委員、１３番明賀委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長を務めていただきます。 （挨拶）
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は２２名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。
議長	続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。１０番前田委員さん、１１番宮崎委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請」について上程いたします。受付番号７９から８９の１１件について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局員 （本庁）	（議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略）
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。 （なしという声）
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第３条の規定による許可申請」について、受付番号７９から８９の１１件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 （なしという声）
議長	それでは受付番号７９から８９の１１件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。

議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(3 月 31 日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 5 年 2 月期の申し出分については、「令和 5 年 3 月 31 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は利用権設定の一般分が合計 54 件 313,594 m²、農地中間管理事業分が合計 3 件 8,162 m²となっております。 今回の農地中間管理事業分については、農地中間管理機構からの転貸先が〇〇様へ 1,832 m²、〇〇様へ 6,330 m²となっております。 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。 皆様よりご質疑・ご意見等はございますか。
4 番木村委員	名称のことだが、〇〇は略称になっているのか。 〇〇●●と何か続いていたような気がします。牛を飼っているところと違うのか。
事務局員 (本庁)	おそらく●●のことをおっしゃられているのではないかと思います。今回の案件は別会社の株式会社藤谷で間違いございません。
議長	他にございませんか。
3 番堀江委員	板橋町に〇〇というのがあったか？と思ったら作る田んぼは本村町が多い。 この〇〇というのは見慣れないが誰が代表になっているのか。
事務局員 (本庁)	〇〇は令和 5 年 1 月 18 日に〇〇さまと〇〇さまの二人で設立された会社になります。 庄原市農業再生協議会農業経営改善計画認定審査検討会が 3 月 3 日に開催され、認定農業者になられることが決定しております。 ●●さまの後継者として、●●さまと〇〇さまが元々利用権設定を結んでいる農地を順次こちらの法人との契約へ移していく予定と聞いております。

係長	今の話に付け加えて●●さんの娘婿が〇〇さんで代表になっておられます。
議長	他にございませんか。
5 番三吉委員	●●の会社概要なり主たる生産物や認定を受けた日などを教えてください。
事務局員 (本庁)	●●は最近できた法人ではなくだいぶ前から平和町で組織されている法人になります。毎年、法人報告もいただいておりますし、中間管理事業の設定も受けて農地の集積を図っておられるような法人です。 おそらく主には水田で水稻、または牧草をされていると思います。いつ認定されたのかは資料を持ってきておりませんので分かりません。
6 番増谷委員	●●は水稻を主にやられております。●●さんという牛を飼っている方がいますが、牧草を植えるところもあったかと思います。 前の代表者は〇〇さんでしたが今は変わっているかもしれません。
議長	他にございますか。
16 番高坂委員	さっきの〇〇だが、設立されたのは令和5年の1月で合っているか。
事務局員 (本庁)	はい。
16 番高坂委員	そうするとこれは新規の案件ではないのか。
事務局員 (本庁)	新規かどうかの判定につきましては、その農地が過去1年以内に他の方と利用権設定を結ばれていたかどうかで判断しておりますので、この農地自体は継続的に利用されているということで新規という表示がありません。
議長	他にございませんか。
	(なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 採決の前に「農業委員会等に関する法律」により議事参与の制限を受けることとなる、9

議長	番森兼委員、22 番青才委員ご退席をお願いいたします。 (該当委員退席) 「農用地利用集積計画の決定」について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。それではお戻りください。 (該当委員着席)
議長	続きまして、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号 7 について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (総領出張所)	(説明 以下 概要) 受付番号 7 位置等：説明資料の 5・6 ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他 法 令：墓地経営許可申請書を同時申請され許可見込み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み その他：分筆なしで一部を転用
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第 4 条の規定による許可申請」受付番号 7 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。
議長	今の案件について許可されましたが、こういった分筆なしの転用の仕方について少し説明をしていただけますか。
事務局員	先ほど説明にありましたように、自らの農地に墓地を移されるという申請です。

(本庁)	分筆指導をなささいというのがありますが、実測図が添付されていれば転用の位置が確認できますので、許可はできるということを県にも確認して今回のような申請を受けております。 今回が初めてということではなく過去にも〇〇番の一部という形で許可をした案件がございます。
14 番藤原委員	実測図というのは例えば私が作っても大丈夫なのでしょうか。
事務局員 (本庁)	土地家屋調査士さんがするのが本位とは思いますが、墓地については特に自らの農地にされる場合は形を四角にされる方が多いです。 そうするとはっきりとこの位置にできますというのが分かりますので、たとえ藤原委員さんがされたとしても確認できるということであれば、申請を受けさせていただいております。
議長	今回は申請地に杭が打ってあったということでしたが、現地確認に行かれた際やできた後パトロールなどで回られる際には、実測図と違いがないかしっかりと確認をお願いいたします。
議長	それでは続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号 37 について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (総領出張所)	(説明 以下 概要) 受付番号 37 位置等：説明資料の 5・7 ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他 法 令：墓地経営許可申請書・改葬許可申請書を同時申請され許可見込み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み
議長	以上で説明が終わりました。 皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。
5 番三吉委員	さっきの 4 条は自分の土地を墓地にするから分筆まではしない、これは 5 条で売買だか

	らおそらく〇〇番を●●番と●●番に分筆して今回申請しているのだらうと推測できる。だから場所はさっきの４条の隣接地ではないかと思うのだが、６ページと７ページの位置図だと申請地が離れすぎていると思う。
事務局員 (本庁)	おっしゃる通り第４条の受付番号７と第５条の受付番号３７は隣接しております。 ４条の資料が分筆前の地図なので分かりにくいですが、隣接している〇〇番の上の畑と●●番の下畑というような位置関係です。 位置図についてですが、受付番号３７の場所を道路より家の方へ移していただければ正しくなるかと思います。
議長	植木委員さん、現地に行かれたと思いますがどんな位置関係でしょうか。
１番植木委員	４条と５条の申請地ですが、位置図のようにまでは離れていなかったと思います。
３番堀江委員	７ページの位置図の申請地が下に下がりすぎているのだと思う。もう少し上にすればちょうど合う。
議長	他にございませんか。 (なしという声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 「農地法第５条の規定による許可申請」受付番号３７について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第５号「農地法第５条の規定による一時転用許可条件の履行延期承認申請」について上程いたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号 ３７ 位置等：説明資料の８～２３ページに記載 転用事由：農地改良による一時転用 資金計画：全額自己資金 他 法 令：広島県土砂条例申請中、市道改築申請受理、

	周辺影響：影響ないと確認 除外手続：一時転用のため不要 延期する理由の詳細についてですが、「申請地は所有者との話により、現状の農地を大型機械が使用できる圃場にするため、残土を利用して地盤を約 5 メートル嵩上げる農地改良として、令和 2 年 2 月に令和 5 年 3 月 31 日までの一時転用許可を受け土砂搬入及び造成を行っていましたが、この期間に当社の受注する工事が、残土の発生の少ない災害復旧工事等が多く、思いのほか、土砂の搬入ができず現在に至っています。 当初の目的である農地改良の造成には、まだ、期間を要する状態なので、所有者と協議し履行延期の承認を申請します。なお、これに併せ、他法（土砂条例）による許可等も更新手続きを行います。 今後、土工関係の大型物件工事も発注されますので、次回の完了予定工期までには工事を完了し農地に復旧します。」とのこと。 延期後の工事予定は、令和 8 年 3 月 31 日までとしています。 本申請には、農業委員会への定期報告ができていなかったことへの顛末と今後の対応を明記した顛末書が添付され申請されています。 令和 2 年 3 月総会での説明を再度繰り返します。 申請事由は「本申請地はアパート敷地と美湯ハイツとの谷間にあり、当農地に行くには赤線を利用するしかなく幅が 2.3 メートルしかありません。大型農機具を使用するには嵩上げをして市道より侵入したい。造成の高さは進入路の勾配を 15%とすることで 4.94 メートル程度とする。」と記載があります。 また、野村氏と大歳組との土地の使用貸借契約書が添付されております。 本件は、建設業を営む大歳組と連携して建設残土を利用した農地造成で 3 年以内に農地に復元することを目的とする一時転用での申請をされています。 一時転用は、原則 1 年未満ですが、造成に利用する建設残土が 8,000 m³必要であり 3 年間を要するためとし、令和 5 年 3 月 31 日までの復元計画とされています。 本申請には、農地に復元すること及び作付け計画を記載した農地復元誓約書、当該造成のための土砂が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する廃棄物でない旨の誓約書の提出を受けています。 他法令の関係ですが、広島県土砂条例は申請中、市道改築申請は受理、文化財等の有無への協議済み、景観条例は 3,000 m³未満で必要なしとされています。 また、当該美湯地区区長への説明及び同意書の取得、及び進入路部分の土地所有者である社会福祉法人優輝福祉会の同意を得ているとのこと。 被害防除措置計画については、「土地造成は 4.94 メートルの盛土をし、排水は流量計算の上、雨量強度 120 mm/時間で計算し構造物をつくります。工事中は沈砂池を設け対応し、
--	---

	施行後は法面緑化を行い進入路はコンクリート舗装を施工します。」とされています。 耕作不便な環境で遊休化がすすんでいるが、それを改良する農地造成であり、許可妥当と判断しております。 以上のような説明を当時行い、委員からは「隣接の地目を教えてほしい。また、確実に農地に戻ることが書類上整えられているか。」と質問がありました。 これに対して、「隣接の地目については、北がアパート敷地、両サイドが山林原野、南側は申請地より高い位置になりますが、登記地目が田です。申請地と隣の田は、谷間に位置するような形で、申請地の高さとおアパートの高さは5メートル程度の高低差があります。また、確実に農地に戻ることの書類については、農地復元誓約書として、復元後の作付けじゃ牧草（イタリアン）を作付けするという作付け計画が記載されているものを、連署で提出いただいている。」との回答をし、その後許可を受けております。 今回の申請は履行延期の承認を求めるもので、そのほかの内容に変更はありません。 2月28日に農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局で現地調査を行い、農地に復旧することが目的であり、今後は確実な定期報告もなされることが確実であること、そして、次回更新後は必ず完了することを確認させたうえであれば、承認はやむを得ないとの判断とのことでありました。 その旨を改めて株式会社大歳組の専務取締役役にお伝えし、報告は定期で行うことと、次期期限内では農地に復元する最善の努力をするとのお答えをいただいております。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様の方からご質疑・ご意見等ございますか。
8 番財間委員	そもそもこの申請が出てきた目的は、農地を大型機械が入って作業できる状況にしたいからで、埋め立ててそういう風にしますというわけです。 その時にやる方法として、業者さんが建設残土を持ってきて埋めるということだったのだと思います。 本来なら目的のために3年間で完成させるべきであったのが途中履行報告もなく、期限が来た時にはまだ30%しか埋まっていなかったというのを聞いて現地に行ったのですが、建設残土を持ってくるのは手法の話であって農地法的にはどの土であれ完成するように、そういう許可でないとまずかったのだらうと私は思います。 今回の申請も許可条件のところでは前回と同じようなもので出すと、見込んでいた大型の工事がなくなったということになったらまた延ばすということになりかねない。 今回の許可条件の中に、どういう事情があれば必ず農地にして返すというのを書いてほし

	い。そうしないとまた同じことの繰り返しになるのではないかと、農地のための改良なのに逆転したような話になっていると思います。 改めてそこはしっかり許可書を渡す際に伝えてほしいと思います。
係長	履行延期承認申請書の中に会社として最後は復元しますということで出てきておりますし、私も専務取締役が来られた際にもう次回だめだということにはならないので、承認を受けたら申請書のとおり復旧を必ずお願いしますということを伝えております。
8 番財間委員	今言われたようなことを許可書に文章にして入れてくださいと言っている。 同じ様式で返したら実は今回も土が間に合いませんでした、延ばしてくださいと同じことになる。 延期する理由の詳細を見ると、大型物件工事も発注されますので次回には完了しますとあって、大きな工事がなかったらまた延ばしてくださいとも読めるような書き方になっているわけです。 そうではなくて、土が足りないなら他所から持ってくるなりして期日までには農地に返しますということを許可条件に入れておかないとまた同じことになる。 口での話だと言った、言っていないの話になるが、一回失敗しているのだから文章で明記して回答してほしい。
係長	そのような条件付きの許可を出すように議決されればそのようにさせていただこうと思います。
議長	他にございませんか。
5 番三吉委員	今財間委員が言われた農業委員会の意思をはっきり許可書に示した上で許可すべきという案と、事務局の事前な聞き取りなどで明文化しなくても履行ができるという通常のパターンでの案がある。 これは今から採決されるのだと思うが前段として確認したいのが、元々の許可書の条件の4号に許可を取り消すことがあると記載されている。 ことがあるというように非常に穏やかな言い方だが、例えば「一時転用許可の履行延期承認により令和8年3月31日まで許可する。ただしそれまでに復元されなかった場合にはこの許可の再延期は認めない。」のような文面を書くことができるのか。 法的に書けないのに農業委員会で議決しても意味ないので、書けるという選択肢があるうえでどっちにしますかという採択を取ってほしい。
議長	他にございませんか。

4 番木村委員	残土を埋め立てて農地を作りますという話であんまりいい事例を聞いたことがない。 大きい額の造成費がかかっているので、効果があるのかが気になります。 許可の条件を厳しくしないと完成が困難なのではないかと個人的な意見はあります。
議長	他にございませんか。
議長	先ほど三吉委員が言われた条件のことですが、どのくらいまで書けるのかを今確認していただこうと思います。 仮に取消ということになりますと今までかけた経費もありますからそれよりも早く仕上げていただいた方がいいかもしれません。
3 番堀江委員	財間さんが言われますように但し書きを付けて必ず完了させるという条件付きにすれば問題はないかと思えます。 処分に困る工事の残土を農地改良のところへ埋める、という格好になっているからだんだん延びている。但し書きで強い文章を添えてするのがいいと思えます。
5 番三吉委員	おそらく一時転用許可は例外で認めるのだから工事が済むまで3か月後、及びその後は12か月後、24か月後、36か月後、その時には完了しているはずだから写真を付けて農業委員会へ連絡していなさいと、その条件で認めますよということで令和2年に許可をしているわけです。 令和3年、4年、5年と農業委員会にも問題はあるのだけど業者からは何も連絡がなくて今まで状況報告していませんでした、というので顛末書が付くと。 で、顛末書が付くのはなぜかというと3年で期間が切れて本来なら一時転用期間が終わりその時点で完了していなくても申請者に農地復旧義務が発生するわけです。 現状 30%で済んでないから復旧が難しい、本来の目的までできないから申し訳ないが再延長で3年認めてくださいと、今後は報告するしこういう手続きをしますということで今回申請が出てきました。 それに基づいて係長らが聞き取りをして係長らは信用していいのではないかと、ここで議論されているのはそうは言っても3年で30%しかしてなくて、文面を読むと農地を利用効率がいいようにするために嵩上げをするのではなくて、建設残土をそこへ埋めて結果として農地として利用しますと。ただ3年間建設残土が出なかったから、というのは今から3年間は農地復旧のために努力するのではなく、建設残土の状況によっては3年後のことは分かりませんよと、その状況を踏まえて皆さんに議論してくださいという流れです。 財間さんは6年も経ってできないのは問題があるから次の時は許可しない、とキツイー

議長	筆がいるのではないかという意見です。 後は、取り消すという言葉と取り消すことがあるという言葉だと法的効力が違うので、許可書の中に付けることができるのかを確認しないといけない。 農業委員会が越権で条件を付けて許可をしてトラブルが起こっても問題だと思うので、私の解釈は以上です。 他にご意見はございませんか。
8 番財間委員	残土を持ってきて農地もよくするという考え方はそういう形の活用ができるならいいと思います。ただ、農地の状況をよくするために造成しますという許可を取っているのだから、期限までに目的は達成しないといけなかった。 当初許可を出した際に農業委員会の思いと業者さんの思いがある中で業者は残土を捨てるのに期間の変動も含めて許可をもらったという勘違いがあったのかもしれませんが。 農業委員会としても報告書の確認が取れていなかったということも含めて次の3年では必ず復旧してくださいという言い方なら申請者も納得できる回答になるのかなと思いましたが、厳しくやるのがメリットかと言われるとそこでガタガタするくらいなら必ず元に戻してくださいというくらいがいいのかなと個人的には思います。
議長	確認に時間がかかっているようなので、いったん審議を保留して先に議案第 6 号の方にかかせていただいてもよろしいでしょうか。 (はいという声)
議長	それでは、議案第 6 号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号 44 から 46 の 3 件について、事務局から説明をお願いします。
事務局員 (総領出張所)	(説明 以下 概要) 受付番号 46 位置等：説明資料 5・26 ページに記載 潰廃事由：ダム建設に伴い転出しており、農地として利用していない。 現地確認：現地は雑木が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
事務局員 (本庁)	受付番号 44 位置等：説明資料 8・24 ページに記載 潰廃事由：高齢のため平成 24 年頃から耕作放棄し、原野化した。 現地確認：現地は低木が繁茂し、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。

議長	受付番号 45 位置等：説明資料 8・25 ページに記載 潰廃事由：2761 番は平成 10 年頃に申請者の夫が合併浄化槽を設置した。また、合併浄化槽の設置がない半分の範囲についても当時、草が生えないようコンクリート及び砂利を施工した。 2770 番 2 は申請者の夫が農業を行っていくことが体調面から困難となったため、平成 15 年頃に草が生えないようにコンクリートを施工した。 現地確認：2761 番は申請内容のとおり合併浄化槽が設置され、設置のない半分にはコンクリートと砂利で草が生えないように施されていた。 2770 番 2 は、裏玄関へ入る通路と一部駐車スペースとなるように張りコンクリートが施されていた。 経過年数も、おおむね 20 年以上経過していることが伺われ農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 以上で説明が終わりました。 何かご質問・ご意見等ございますか。
4 番木村委員	資料の話だが、受付番号 44・45 にはかい廃年と理由が書いてあるが、受付番号 46 にはかい廃年だけでかい廃の理由が書かれていないので、記載を統一した方がいいと思います。 受付番号 46 について、議案はかい廃時期が平成 7 年で、資料はかい廃時期が平成 8 年となっているが、どちらが正しいのか。 また、かい廃の理由として自然かい廃か人的かい廃かがあるが、自然かい廃というのはどういうことであるのか。人的かい廃は人の手でというのが何となく分かるが、自然かい廃は自然に放っておいたという理解でいいか。どういう違いがあるのでしょうか。
事務局員 (本庁)	人的かい廃というのは人がコンクリートを張ったりなど故意にやったもので、自然かい廃についてはやむを得ない事情で構わなくなって自然に木が生えたり原野化したりというイメージで考えていただければと思います。 記載が統一されていないということについては以前もご指摘があった部分ですので、改めて統一するよう努めて参ります。 かい廃時期については議案の平成 7 年というのが誤りで平成 8 年です。訂正をお願いいたします。
3 番堀江委員	受付番号 44 について、板橋で一番いい辺りがすべて大荒れで、木は生える、大草になっ

	ている。いつも板橋で一番いい辺りがだめになっているなあと思いながら見ていたが、この度非農地証明申請が出ました。 行ってみたら、何十年も放ってある田んぼですから木がだいぶ大きくなって生えておりました。これを非農地申請して、場所がいいところだから高く売ろうなと思ったところですよ。 いずれにしても庄原の中でいい場所がこういう状態になっておりますので、いつも見に行ってがっくりするような場所でございます。 申請地の上側にある雑種地はソーラー発電があがっております。位置図の転用許可済みというのはソーラーになっています。
5 番三吉委員	受付番号 44 について、今言われたように上側に太陽光がある場所だと思うのですが、非農地証明というのは本来農業委員会が農地台帳から落とさないといけない作業ができないから、本人が申請したときにサービスとして非農地として認めて農振除外も農地法手続きも省略して農地以外のものに活用できるという運用です。 ここは非農地で認める、ここは認めないということが起こる可能性がある。問題は荒れているレベルで、重機を使えば畑農地として活用できるレベルなのか、根が張って竹が生えてと到底物を作れるような農地ではないのか、そこらを意識してほしい。
3 番堀江委員	この場合は自己保全と載っているところは田の格好ははっきりと分かって、原野というのは大きな木が生えているところばかりです。
5 番三吉委員	ここは第 3 種農地だろうから農地としてそんなにこだわらなくていいわけです。 ただ法手続きがあまりにも簡単にできるという風に業者さんで流れてほしくない。 何か目的があるときはちゃんと 5 条なりで手続きしなさいということを意識させるように注意してほしいというのが私の気持ちです。
議長	今後のことは何か聞いておられますか。
3 番堀江委員	多分どこかに売るかソーラーになるのかなと思います。 周りの転用許可済みはみんなソーラーなのでその可能性はあると思います。
議長	他にございませんか。
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請」について、受付番号 44 から 46 の 3 件を一括で採決したいと思えます。これにご異議はございませんか。

	(なしという声)
議長	それでは受付番号 44 から 46 の 3 件について、申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。
議長	それでは、先ほど保留していた案件に戻させていただきます。
事務局員 (本庁)	広島県農業会議の相談員さんに電話で確認したところ、当時の許可条件は引き継がれるということです。 今回承認をするのはあくまで許可条件 3 の一時転用期間を延ばすということであり、他の条件、例えば 4 の違反した際は許可を取り消すことがあるという規定は引き継がれるということで、改めて条件を付す必要はないのではないかと思います。 これまで定期的な報告がなく、こちらで管理ができていなかったというのがあるのですが、今後は定期的に進捗を確認して業者さんとも連絡を取り、今回承認がされましたら必ず 3 年で完了するように指導していくようになります。
議長	条件は引き継がれるとのことですが、一時転用許可の期間の部分を令和 8 年に書き直すということですか。
事務局員 (本庁)	今回は承認申請書なので、許可書とは別に期間の部分だけ承認書を出します。 今回承認いただけたら期間は令和 8 年 3 月 31 日までになります。 そのほかの条件は令和 2 年の許可と変わりません。
議長	先ほどから財間委員が言われていたような文面は承認書の中に付くのか、付かないのかどちらでしょうか。
事務局員 (本庁)	付けなくてもこの条件の中で指導を行っていきますし、必要に応じて許可を取り消すことができます。
8 番財間委員	私が言った、今回は必ず 3 年先には土の搬入云々ではなくて完成させてくださいというのは文章になるのでしょうか。
事務局員 (本庁)	あえて文章にしなくてもそのことを含んだ条件になっているので、改めて付する必要はないのではないかと思いますというのが農業会議の方のお話です。

8 番財間委員	前回許可した時に 3 か月後や 1 年後に報告しなさいと、だめだったら取り消すことがありますと書いてあるわけです。 それなのに今回のような事態に至った。今回、次は必ずといっても同じ回答の仕方をする と、3 年先には担当者が変わるかもしれない、農業委員さんもどうなるか分からないなか で、今回はこういう条件を付けていましたよね、というのを文章として残さないというのが 私には理解ができない。
議長	承認が通った場合に次の条件を付けて承認いたします、と許可書と同じ文面で年月だけ 変えるのはどうなのでしょう。
事務局長	根本的に法律上なり書いてあることは履行しないといけないのですが、認識が薄かった のだと思っています。許可している以上、取消の権利を持っている以上は、もし出てこな かったら請求をするなり状況を確認するなりというのをやっていかないとけない責務 を持っているわけです。 出てきていないというのが強調されすぎて我々の日常的な管理ができていなかったとい うのは反省するところだと思っています。この許可書に書いてあることは簡単なことで はなくて、取り消すよということまで書いてあります。 そこを履行するかどうかはその状況によりますが、3 年経って 30%しかできていない、 しかも報告もできていないという状況なのはお互いに認識が甘かったと思っています。 当然、今回の出てきた書類へ承認書を返す中でできるだけ、もう一度同じような形でも徹 底をして返していくという必要性はあると思います。 まずは申請された両者、そして我々も認識をきちんと持って定期の報告が出てきていな いときはその時にどうなっているのかという確認を事務局としても徹底していきたい。 こういったことは人が変わったら変わりましたというわけでもないので、当然庄原市農 業委員会としてきちんとした事務整理をしていかないとけないと思っております。 承認書の書き方の詳細は調整をしないとけないかもしれませんが、認識をもってこう いったことのないように進めていきたいと考えておりますので、そこらも汲んでいただ けたらと思います。
議長	口頭で伝えておいてもこちらの思惑と向こうの思惑と変わっていくこともあるかと思 いますので、様式に入れられるようでしたら入れますし、入れられない場合は別紙で文章を 付けるということは事務局もしてくださるようです。
議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による一時転用許可条件の履行延期承認申請」につい

議長	て、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 賛成多数、承認されました。 それでは事務局は必ず何らかの形で文章を付けてください。 承認書へかける場合は承認書へ、書けない場合は別紙でお願いいたします。 続きまして、議案第 7 号「農地法等に基づく農業委員会の処分に係る審査基準等の一部改正」について上程いたします。 事務局からの説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	提案理由は、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）が、令和 5 年 4 月 1 日から施行となり、農地法等の一部が改正され、改正前の農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する面積要件が廃止となるため、令和 5 年 4 月 1 日以降の農地法第 3 条の規定による許可にあたっての審査基準を変更する必要があるため。」としています。 改正点には主に 2 点あります。 1 点目は先ほどの提案理由にもありましたように、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する面積要件、いわゆる下限面積要件が廃止となることに伴い、審査基準等の該当する規定を削除、それに伴う番号の変更です。 2 点目は、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和 5 年 4 月 1 日以降、地域計画が法定化されるため、改正後の農地法第 3 条第 2 項第 6 号の従前から規定のある、いわゆる「周辺の農地利用に支障がないこと」の内容に、「地域計画の達成に支障がないことについて確認すること」という内容が明記されております。 また、附則として、「この基準は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。なお、令和 5 年 3 月 31 日までの申請については、変更後の審査基準等において行うものとする。」としております。 県を通じた国の指導により、令和 5 年 4 月 1 日以降の初回の総会での農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議は、この審査基準で行うこととなります。 (資料にて、改正に至った経緯や農林水産省の法改正への考えを説明) 庄原市農業委員会の対応としては 2 点ありまして 1 点目は今回基準の改正をし、窓口での相談時やホームページで周知すること。 2 点目は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく、別段の面積を設定する告示について廃止の告示を行うこと になります。

議長	以上で説明が終わりました。 一番問題なのは市民の方へお知らせする様式かと思います。 皆様からご意見があった新規就農者の方には営農計画書の提出をお願いしますとは書いてありますが、これは決まり事として作らずお願いでも大丈夫でしょうか。
事務局員 (本庁)	これまでも新規就農者の方には営農計画書をお願いしておりますので引き続き徹底してまいりたいと思います。
議長	皆様から何かご意見はございませんか。
議長	これは回覧とかで回さなくて大丈夫なのでしょうか。ホームページを見られる方がどれくらいいらっしゃるか、になりますか。
事務局員 (本庁)	3条申請の関係者がそこまでおられないと思いますので、まずは窓口で職員が改正を説明してホームページに掲載して周知を図っていきたいと思います。
議長	関係機関、例えば空き家対策室への徹底は大丈夫ですか。
事務局員 (本庁)	考えておりませんでした、考えてまいりたいと思います。
議長	関係機関へは知れた方がいいと思うので、よろしくお願いいたします。 皆様から何かございませんか。
4 番木村委員	様式はどうなるのか。
事務局員 (本庁)	様式について、現在の耕作面積を書いていただく欄を削除するのかと思いましたが、国から様式例がきておりません。 記載があったからといって受け付けないことはありませんので、現在の様式でどういった状況なのかを確認させていただき委員さんと現地確認をしながら対応していきたいと思います。
議長	他にございませんか。 (なしという声)

議長	それでは、採決に移らせていただきます。 議案第 7 号「農地法等に基づく農業委員会の処分に係る審査基準等の一部改正」について提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、承認されました。
議長	続きまして、議案第 8 号「令和 5 年度 標準農作業料金等」について上程いたします。 事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	令和 4 年度との変更点は、農作業賃金について、※1 広島県最低賃金は R4.10.1 以降 899 円から 930 円に変更となっていますので、930 円に変更しております。 近隣市の三次市に確認し、昨年度との変更がない旨を確認しておりますので、役員会で情報をお伝えし、令和 5 年度は変更なしとしての案としております。
議長	何かご意見等はございますか。 (なしという声)
議長	それでは議案第 8 号「令和 5 年度 標準農作業料金等」について提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、承認されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。 時間が超過しておりますので会長報告はまたの機会にさせていただきます。
議長	皆様の方から何かございますか。
松長委員	・北部ブロック 女性農業委員・推進委員研修会
堀江委員	・恵みの大地春号 について報告を行った。
議長	引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
係長	(その他事項について資料にて説明) ・第 9 回役員会

議長	・農地利用最適化推進委員の公募 ・今後の主な日程 について報告を行った。 ・最適化活動の来年度の目標設定および年間計画について ・先進地視察 について協議を行った。 皆様の方から何かございませんか。 (なしという声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第 12 回農業委員会総会を閉会といたします。(午後 4 時 11 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和 5 年 3 月 6 日

議長
(道下 和子) _____

10 番委員
(前田 耕廣) _____

11 番委員
(宮崎 譲) _____